

1 仕様書

この契約において仕様書とは、特に定めのない限り「米子市水道工事標準仕様書及び鳥取県土木工事共通仕様書」をいう。

2 下請関係の合理化について。

- (1) この契約に係る工事の的確な施工を確保するため、下請契約を締結しようとする場合は、「建設産業における生産システム合理化指針」「鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針」の趣旨に則り、優良な専門工事業者の選定、合理的な下請契約の締結、代金支払等の適正な履行、適正な施工体制の確立、下請における雇用管理等の指導等を行い本指針の遵守に努めること。
- (2) 中小建設業者に対する取引条件の適正化及び資金繰りの安定化等に資するため、元請業者は下請業者に対して、発注者から受取った前払金の下請業者への支払い、下請代金における現金比率の改善、手形期間の短縮等、下請代金支払の適正化について配慮すること。
- (3) 請負者は、下請契約を締結した場合は、施工体制台帳及び施工体系図を発注者に速やかに提出しなければならない。また、当該施工体制台帳及び施工体系図下に変更があったときは、変更が生じた日から 20 日以内（完成時においては、完成通知書の提出時）に変更後の書類を提出しなければならない。
- (4) 工事の一部を第三者に請け負わせる場合、又は工事に伴う交通誘導等の業務を第三者に委託する場合には、給水区域内及び県内業者（以下「給水区域内業者等」という。）との契約に努めること（優先順位は給水区域内、県内の順位とする）。ただし、適切に施工できる給水区域内業者等がいらない工事等を請け負わせ、又は委託する場合は、あるいは市内業者等で施工できても工程的に間に合わない等、特段の理由がある場合は、この限りでない。

3 建設資材等について

- (1) 工事に使用する資材については適法に生産されたものとする。
配管材料にあっては米子市水道局承認材料の中から使用すること。
- (2) この契約に係る建設資材納入業者との契約に当たっては、当該業者の利益を不当に害しないよう公正な取引を確保するよう努めること。
- (3) 工事に使用する資材については、「県土整備部リサイクル製品使用基準」に基づき、リサイクル製品を積極的に活用すること。
- (4) リサイクル製品以外の工事に要する資材の使用順位は、次のとおりとする。
 - ① 給水区域内産の資材がある場合は、給水区域内産の資材の使用に努めること。ない場合は、県内産について同様の取り扱いとする。
 - ② 県外産の資材を使用する場合は、給水区域内に本社又は営業所、支店等を有する販売業者（以下「給水区域内販売業者」という。）から購入した資材の使用に努めること。給水区域内販売業者がないときは、県内販売業者について同様の取り扱いとする。ただし、当該資材について給水区域内販売業者又は県内販売業者がない場合は、この限りでない。

4 工事の安全確保について

この契約に係る工事の施工に当たっては、労働安全衛生法、労働安全衛生規則等を遵守し、労働災害の防止に努め、また工事中の交通事故防止について、特に留意すること。

5 建設機械の使用について

- (1) 標準操作方式建設機械を使用するよう努めること。
- (2) 施工現場及びその周辺の環境改善を図るため、低騒音型・低振動型の建設機械を使用するよう努めること。
- (3) 排ガス対策型建設機械の使用については、排ガス対策型建設機械の使用基準について（平成 17 年 11 月 15 日付第 200500080172 号県土整備部長通知）によること。

6 団体加入車の使用促進について

「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下「法」という。）の目的に鑑み、法 12 条に規定する団体の設立状況を踏まえ、同団体への加入車の使用を促進するよう努めること。

7 ダンプトラック等、運搬機械による過積載の防止について

- (1) 積載重量制限を超えて工事用資機材等を積み込まず、また積み込ませないようすること。
- (2) さし柵装着車、不表示車等による違法運行は行わず、また行わせないようにすること。
- (3) 過積載車両、さし柵装着車、不表示車等から工事用資機材等の引渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。
- (4) 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし柵装着車、不表示車等による違法運行を行っている場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
- (5) 建設副産物の処理及び工事用資機材等の搬入・搬出等に当たって、下請事業者及び工事用資機材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- (6) 過積載を行っている資材納入業者から資材を購入しないこと。
- (7) 産業廃棄物の運搬車については、車体の外側に、環境省令で定めるところにより、産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨その他の事項を見やすいように表示し、かつ、当該運搬車に環境省令で定める書面を備え付けること。
また、産業廃棄物処理業者に委託して産業廃棄物を運搬する場合は、この表示、備え付けを行わせること。
- (8) 以上のことにつき、元請建設業者は下請建設業者を十分指導すること。

8 不正軽油使用の禁止について

工事現場で使用し、又は使用させる車両（資機材等の搬出入車両を含む）並びに建設機械等の燃料として、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に違反する軽油等を使用しないこと。

9 建設業退職金共済制度への加入等

- (1) 建設業者は、建設業退職金共済制度（以下「建退共」という。）に加入すると共に、その建退共の対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。ただし、下請けを含むすべての労働者が、中小企業退職金共済制度、清酒製造業退職金共済制度、林業退職金共済制度のいずれかに既に加入済みで、建退共に加入することができないと認められる場合は、この限りでない。
- (2) 建設業者が下請契約を締結する際は、下請業者に対してこの制度の趣旨を説明し、原則として証紙を下請の延べ労働者数に応じて現物交付することにより、下請業者の建退共加入及び証紙の貼付を促進すること。なお、現物を交付することができない場合は、掛金相当額を下請代金中に算入することとし、契約書等に明記すること。
- (3) 請負業者は、工事現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示すること。

10 労働者の福祉向上について

- (1) 建設労働者の適切な賃金水準の確保、社会保険等（雇用保険、健康保険及び厚生年金保険）への加入など、労働者の福祉向上に努めること。なお、健康保険等の適用を受けない建設労働者に対しても、国民健康保険等に参加するよう指導に努めること。
- (2) 下請契約の締結に際しては、下請業者への法定福利費を内訳明示した見積書（標準見積書という。）の提示を求め、提示された場合にはこれを尊重するとともに、社会保険等の法定福利費などの必要経費を適切に考慮するよう努めること。

11 建設業法の遵守について

- (1) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に違反する一括下請その他不適切な形態の下請契約を締結しないこと。
- (2) 建設業法第 26 条の規定により、請負業者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の主任技術者または、専任の監理技術者については、適切な資格、技術力を有する者（工事現場に常駐して専らその職務に従事するもので、請負業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を配置すること。特に配管工は自社の社員とすること。
- (3) 請負業者が工事現場ごとに置かなければならない専任の監理技術者は、1 級施工管理技士等の国家資格者等で監理技術者資格者証の交付を受けている者を配置すること。この場合において、発注者から請求があったときは監理技術者資格者証を提示すること。
- (4) 建設業法第 40 条の規定により、請負業者は建設現場ごとに「建設業の許可票」を掲示すること。
- (5) 上記のほか、建設業法等に抵触する行為は行わないこと。

12 労働基準法の遵守

この契約に係る工事の施工に当っては、労働基準法等の趣旨に則り法定労働時間週 40 時間を遵守すること。

13 建設業からの暴力団排除の徹底について

- (1) 工事の施工に際し、暴力団等の構成員又はこれに準ずる者から不当な要求や妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、監督員に速やかにその旨を報告するとともに、警察に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) この場合において、工程等を変更せざるを得なくなったときは、速やかに監督員に協議すること。

14 現場代理人、追加技術者、主任技術者及び監理技術者の雇用関係について

- (1) 工事現場に配置する技術者等（技術者等とは、現場代理人、追加技術者、主任技術者及び監理技術者をいう。）は、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものでなければならない。
- (2) 直接的雇用とは、技術者等とその所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用及び権利構成）が存在することをいい、恒常的な雇用関係とは一定の期間（2 か月以上）にわたり当該建設業者に勤務し、日々一定時間以上職務に従事することが担保されていることに加え、技術者等と所属建設業者が双方の持つ技術力を熟知し、建設業者が責任を持って技術者等を工事現場に配置できるとともに技術者等が建設業者の有する技術力を、十分かつ円滑に活用して工事の監理等の業務を行うことができることをいう。

15 産業廃棄物の処理に係る税について

この契約に係る工事で発生する建設廃棄物のうち、鳥取県、島根県、岡山県、広島県等の産業廃棄物の処理に係る税条例を施行している自治体内に搬入する建設廃棄物については、産業廃棄物の処理に係る税が課税される場合があるので適切に処理すること。

16 石綿セメント管を撤去する場合は、アスベストが飛散しないよう仕様書に従い施工すること。

運搬にあたっては、許可された運搬車を使用すること。搬入にあたっては最終処分業者と契約を結びマニフェストを提出すること。

17 コンクリート構造物に使用するコンクリートの水セメント比

コンクリート構造物の耐久性を向上させるため、一般環境条件の場合のコンクリート構造物に使用するコンクリートの水セメント比は、鉄筋コンクリートについては 5 5 パーセント以下、無筋コンクリートについては 6 0 パーセント以下とする。

18 その他

- (1) 工事施工管理資料等については簡略化名称を使用することとする。ただし、略称については、発注者と協議の上重複しないよう注意し、また、わかりやすく簡単なものとする。
- (2) 現工事の施工業者と随意契約方式にて発注する場合は、諸経費を調整したもので契約する。
- (3) コンクリート構造物については、「コンクリート構造物ひびわれ抑制対策指針」に基づき施工するものとする。
- (4) 建設副産物のリサイクル、熱帯木材型枠の削減等、環境対策について積極的に取り組むこと。
- (5) 労務費については、法定労働時間週 40 時間を考慮したものとしている。
- (6) 請負業者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、請負業者は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）においても同様の義務を負う旨を定めなければならない。

- (7) 舗装単独工事（アスファルト）においては、表層工、基層工及び上層路盤工を自社施工しなければならない。ただし、表層工、基層工及び上層路盤工であっても特殊工法部分についてはこの限りでない。
- (8) 配管工事は自社施工しなければならない。ただし、メーカーによらねばならない特殊配管（工法）においてはあらかじめ監督員と協議をし、許可を得ること。
- (9) 軽犯罪法違反となるような行動を取らないこと。仮設トイレ又は公衆トイレなどの活用に努めること。

19 消費税及び地方消費税の適正転嫁等について

下請契約及び資材購入等において、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成 25 年法律第 41 号）で禁止された転嫁拒否等行為を行わないなど、適切な対応を行なうこと。

現場説明書 令和7年6月10日改正 特記事項 1	
仕様書	本工事の施工に当たっては、契約日現在の次に掲げる仕様書によること。 ・ <u>米子市水道工事標準仕様書</u> ・ <u>鳥取県土木工事共通仕様書</u> ・ _____
工程	①(他工事等との調整) ②(部分完成、着工保留) ③(施工時間) ④(施工時期選択制度) ⑤(週休2日モデル工事) _____ については、_____ と関連するので相互の連絡を密にすること。 _____ については、_____ まで _____ (すること・しないこと)。 <u>水道工事</u> の施工時間は、<u>8:30</u> ～ <u>17:00</u> とする。 この工事には、施工時期選択制度を適用する。工事完成期限は _____ 日までとし、実工事期間は、_____ 日間とする。 なお、契約締結日から着工日前日までの間に資材の搬入、仮設物の設置等の工事の着手を行ってはならない。 本工事は、米子市上下水道局「週休2日モデル工事」試行実施要領(水道施設工事)(令和7年4月1日施行)の対象工事である。モデル工事の取り扱いについては、同要領の規定による。
用地関係	①(用地・物件等未処理) 本工事区間の _____ には _____ があるので、監督員と打合わせのうえ施工を行うこと。 なお、_____ 頃 _____ の予定である。
支障物件	①(埋設物等の事前調査) ②(支障物件) ③(立木の置き場所) 工事にかかる地下埋設物等の事前調査については、調査済みである。 _____ の施工に当たって、_____ が支障となっているが、までに移設が完了する見込みである。 予定どおり処理できなかった場合は別途協議する。 工事用地内の立木は伐採し、_____ に置くこと。
公害対策	①(騒音振動対策) 「建設工事にともなう騒音振動対策技術指針」を順守すること。 本工事の施工に当たっては、排出ガス対策型建設機械を使用すること。
安全対策	①(交通安全施設等) 一般交通等に支障を及ぼさないよう十分に注意して施工すること。 なお、配置人員として、交通誘導員Aを _____ 名(交代要員[有・無])、交通誘導員Bを <u>24</u> 名(交代要員[有・無])を見込んでいるが、警察等との協議により変更が生じた場合は別途協議すること。 - 交通誘導員Aとは、警備業法第2条第4号に規定する警備員であり、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務に従事する者で、交通誘導警備業務に係る1級検定合格警備員又は2級検定合格警備員をいう。 - 交通誘導員Bとは、警備業法第2条第3号に規定する警備業者の警備員で交通誘導員A以外の交通の誘導に従事する者をいう。 なお、自社の従業員で交通整理を行なう場合は、警備業法第14条で規定する以外の者とし、安全教育、安全訓練等を十分に行なうこと。この場合は交通誘導員Bを配置しているとみなす。
工事用道路	①(農地の一時転用について) ②(農地の賃貸借) 本工事を施工するために必要な仮設道路等を農地に設置する目的で、受注者が農地を借地する場合は、事前に所轄農業委員会と協議を行い、農地法第5条第1項に基づく農地一時転用の許可を得ること。 【令和5年4月1日時点で、前工事等の請負業者が一時転用している農地を継続して利用する場合は、以下も記載する。(該当がなければ記載を削除)】 受注者は、前工事等の請負業者が農地一時転用している農地を継続して利用する場合、速やかに変更報告書を作成の上、所轄農業委員会へ提出し、工事完了後はその旨を連絡すること。 ア _____ の用途に使用するため、_____ 市・町・村 _____ 番地を賃貸借すること。 イ 土地賃貸借契約書に「米子市との建設工事請負契約に基づき、土地の貸借権は米子市が有することとし、原状復旧の責は米子市が負い、受注者がその任に当たるものとする。」を明記すること。 ウ 賃貸人に賃貸借料を支払うこと。 エ 工事完了後、速やかに農地の原状に復旧すること。 オ イにより契約した地番における、農地一時転用許可は不要である

現 場 説 明 書			令和7年6月10日改正 特 記 事 項 2
仮設備		矢板打ち込みは全ての矢板に番号を打ち写真管理を全数行うこと。 簡易ウエルポイント施工にあたっては、写真管理を全数行うこと。 上記管理は、測点管理ではなく全数管理とする。	
排水・濁水処理	①(濁水処理)	工事で発生する濁水に対しては、濁水処理を行うものとし、その工法については、設計図書によるものとする。 なお、これにより難しい場合は別途協議すること。 洗管・放水にあたっては排水路などを考慮し、住宅・空き地・水田・畑などの土地に排水が流入しないよう処置をすること。	

現場説明書

令和7年6月10日改正

特記事項 3

建設副産物	①(他工事等流用)	建設発生土は、 <u> </u> 市・町・村 <u> </u> 地内の <u> </u> 工事現場に運搬(片道運搬距離 <u> </u> km)するものとする。
	②(建設技術センター)	建設発生土は、 <u> </u> 市・町・村 <u> </u> 地内のセンター事業所に運搬(片道運搬距離 <u> </u> km)するものとする。 なお、処理費として、1m ³ 当たり <u> </u> 円をセンターに支払うこと。
	③(民間残土受入地)	建設発生土は、 <u>米子(市)町・村</u> <u>尾高</u> 地内の <u>小倉興産(株)</u> に運搬(片道運搬距離 <u>23.8</u> km)するものとする。 なお、処理費として、1m ³ 当たり <u>1,700</u> 円を <u>小倉興産(株)</u> に支払うこと。
	④(土質改良プラント)	建設発生土は、 <u> </u> 市・町・村 <u> </u> 地内の <u> </u> に運搬(片道運搬距離 <u> </u> km)するものとする。 なお、処理費として、1m ³ 当たり <u> </u> 円を <u> </u> に支払うこと。
	⑤(自社用地埋立)	自社用地に埋め立てを行う場合は搬入前と搬入後の写真と図面を添付すること。
	⑥(分別解体等)	コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材は、現場内において分別解体するものとする。その方法は、別表のとおりとする。 なお、その費用を下記のとおり見込んでいる。 コンクリート塊1m ³ 当り <u> </u> 円 アスファルト塊1m ³ 当り <u> </u> 円 建設発生木材1m ³ 当り <u> </u> 円
	⑦(再資源化施設への搬出)	コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材等は、再生資源として、下記の再資源化施設への搬出を見込んでいる。これは、他の施設へ搬出を妨げるものではないが搬出先を変更する場合は協議を行うこと。 再資源化施設業者と書面による委託契約を行うとともに、運搬車両ごとにマニフェストを発行するものとする。 なお、再資源化施設へ搬出が完了したときは、書面により報告すること。
	(施設の名称・受入れ費用)	コンクリート塊 <u> </u> 市・町・村 <u> </u> 地内の <u> </u> (運搬距離 <u> </u> km)、費用1t 当り <u> </u> 円 アスファルト塊 <u>米子市(市)町・村</u> <u>和田町</u> 地内の <u>カネックス(株)</u> (運搬距離 <u>0.6</u> km)、費用1t 当り <u>1,300</u> 円 建設発生木材 <u> </u> 市・町・村 <u> </u> 地内の <u> </u> (運搬距離 <u> </u> km)、費用1t 当り <u> </u> 円 その他(<u> </u>) <u> </u> 市・町・村 <u> </u> 地内の <u> </u> (運搬距離 <u> </u> km)、費用1t 当り <u> </u> 円
	(受入れ時間帯)	8時～17時(平日)
	(受入れ条件)	ア 路盤材、土砂、金属片等が、混入していないこと。 イ コンクリート塊、アスファルト塊の径は 500mm 以下であること。 ウ 建設発生木材に関しては、泥等の付着がなく、径 <u> </u> cm以下、長さ <u> </u> m以下であること。 エ 2次公害発生の恐れがある物質(廃油等)を含まないこと。
	⑧(他工事等流用)	[Co 塊・ <u> </u>]は、 <u> </u> 市・町・村 <u> </u> 地内 <u> </u> 工事現場に運搬(片道運搬距離 <u> </u> km)するものとする。
	⑨(最終処理等)	<u> </u> については、 <u> </u> 市・町・村 <u> </u> 地内の産業廃棄物処理場への搬出(片道運搬距離 <u> </u> km)を想定し、その費用として1t 当り <u> </u> 円を見込んでいる。これは、他の施設へ搬出を妨げるものではないが、搬出先を変更する場合は協議を行うこと。 産業廃棄物処理業者等と書面による委託契約を行うとともに、運搬車両ごとにマニフェストを発行するものとする。
	⑩(産業廃棄物の処理に係る税)	産業廃棄物の処理に係る税に相当する額を <u> </u> 円見込んでいる。
	⑪(木材市場等へ売却)	建設発生木材は、 <u> </u> 市・町・村 <u> </u> 地内の <u> </u> への搬出(片道運搬距離 <u> </u> km)を想定し、 <u> </u> 円を見込んでいる。これは、他の木材市場等への売却を妨げるものでないが、売却先を変更する場合は理由を付して協議すること。

現場説明書

令和7年6月10日改正
特記事項 4

建設副産物の使用	①（建設発生土の使用）	— 工事から〔当該工事運搬・相手方運搬〕の建設発生土を受入れ、使用箇所: — に使用する。
	②（再生資材の使用）	1) Co 雑割材は、— 工事から運搬し、使用箇所: — に使用する。 2) アスファルト・コンクリート切削殻は、— 工事から運搬し、使用箇所: — に使用する。 3) ・再生クラッシャーラン〔規格: — 〕は、使用箇所: — に使用する。 ・再生コンクリート砂〔規格: RS- — 〕は、使用箇所: — に使用する。 4) 再生加熱アスファルト混合物〔規格: — 〕は、使用箇所: — に使用する。 5) その他再生資材〔資材名: — 〕〔規格: — 〕は、使用箇所: — に使用する
その他	①(工事実績情報の登録)	受注時又は変更時において工事請負代金額が 500 万円以上の工事について、工事実績情報サービス(CORINS)に基づき、受注・変更・完成時に工事実績情報として「工事カルテ」を作成し監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後 10 日以内に、登録内容の変更は変更があった日から 10 日以内に、完成時は工事完成後 10 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請すること。ただし、工事請負代金額 500 万円以上 2,500 万円未満の工事については、受注・訂正時のみ登録すること。また、登録機関発行の「工事カルテ受領書」の写しを監督員に提出すること。なお、変更時と完成時の間が 10 日に満たないときは変更時の提出を省略できるものとする。
	②(支給材料及び貸与品)	本工事には、支給材料及び貸与品が(ある ・ <u>ない</u>)。 (ある・・・内容は、設計書記載のとおり)
	③(労災補償に必要な保険の付保)	本工事に使用する、現場搬入済みの工事材料が部分払いの対象となる。
	④安全衛生対策の推進	本工事において、請負者は労災補償に必要な任意の保険契約を締結すること。なお、この労災補償に必要な保険契約の保険料を予定価格に反映している。
	⑤(その他)	安全衛生対策の推進について、「建設業の安全対策の推進に係る留意事項」に従い、労働災害発生を未然に防ぐよう留意すること。また、2025 年 6 月 1 日施行労働安全衛生規則改正(熱中症対策)の熱中症予防対策を確実に実施したうえで作業を行うこと。

※明示する項目を — 部分に記入又は追記し、不要部分は — で削除して使用すること。